



令和 4 年度第 3 回  
船橋市子ども・子育て会議資料

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業  
の利用定員の設定に係る意見聴取について

## 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に係る意見聴取について

### 1. 利用定員の設定について

#### (1) 定員の設定

教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）及び地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業）の設置にあたっては、認可基準の範囲内で、施設及び事業所の認可定員を定めます。

市は、認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業について、施設型給付費等の支給対象として確認する際に、給付費の単価の算定基準となる利用定員を教育・保育給付認定区分ごとに0歳、1～2歳、及び3～5歳の別に定めます。

なお、市の確認を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業として位置付けられます。

施設・事業の種類	利用定員数	教育・保育給付認定区分	備考
認定こども園	20人以上	1号・2号・3号	3号については、 0歳と1～2歳に 区分。
保育所	20人以上	2号・3号	
小規模保育事業（A型）	6人以上19人以下	3号	
家庭的保育事業	1人以上5人以下	3号	
幼稚園	規定なし	1号	

#### 【教育・保育給付認定区分】

- 1号（認定こども）：教育標準時間認定を受ける満3歳以上の小学校就学前子ども
- 2号（認定こども）：保育（標準時間・短時間）認定を受ける満3歳以上の小学校就学前子ども
- 3号（認定こども）：保育（標準時間・短時間）認定を受ける満3歳未満の子ども

#### (2) 利用定員の設定に関する留意事項

利用定員は、認可定員と一致させることを原則としつつ、地域における需要や施設毎の利用見込み等の状況を踏まえて、市で調整をしたうえで設定します。

また、既存の幼稚園が特定教育・保育施設へ移行する場合は、最近における実利用者

数の推移や今後の利用見込み等の状況を考慮し、事業者の意向を確認した上で、利用定員を認可定員から引き下げて設定する場合があります。

(3) 利用定員の設定に関する意見聴取

利用定員の設定にあたっては、あらかじめ子ども・子育て会議において意見聴取を行う必要があります。

(子ども・子育て支援法第 31 条第 2 項及び第 43 条第 2 項)

## 2. 利用定員の設定案について

令和 5 年 4 月に新たに確認を行う予定の教育・保育施設及び地域型保育事業については、別表のとおり利用定員の設定を行います。(※第 2 回開催後の追加分)

新たに確認予定の教育・保育施設の利用定員（案）  
 （※第2回開催後の追加分）

【事業開始年月日：令和5年4月1日】

施設・事業 類型	N 0	名称（仮称）	運営主体	施設・事業所の所 在地（予定）	区 域	利用定員（案）				合計	（参考） 認可 定員
						1号	2号	3号			
						3～5 歳	3～5 歳	1～2 歳	0歳		
保育所	①	まなびの森りんごの き保育園	（株）こどもの森	船橋市東船橋1丁 目24-15 グレイ ス東船橋1階	南 部	—	18人	10人	2人	30人	30人

